第3章 課題の整理

本市の現状を踏まえ、企業立地を推進するにあたっての課題を、以下のとおり整理します。

課題1 企業の立地ニーズに対応できる工業用地が不足している

- ■立地ニーズに対して既存産業ゾーンでは大規模区画を確保することが難しい
- ■近隣市の工業用地確保の動きもあり、市内企業の市外流出が懸念される

各種調査から、本市では市内企業を中心に用地確保の需要が大きいものの、既存産業ゾーンでは 大規模区画の確保が難しい状況となっています。

一方で、近隣市での工業用地開発の動きも活発であることから、工業用地の不足を理由に市内企業が市外に流出する事態も顕在化しています。雇用の場が失われる状況が常態化すると、労働人口の流出、ひいては税収の減少につながり、安定した市民サービスの維持が困難となります。

課題2 産業ゾーン内の土地が有効活用されていない

- ■都市計画法上の許可要件を満たさない幅員の道路が多い
- ■農工混在の解消が求められる

既存産業ゾーンではこれまで幹線道路沿道から企業の立地が進んできましたが、都市計画法上の 許可要件を満たすことが出来ない場所での立地は進んでいない状況にあります。

一方で、技術先端型業種の工場は、産業ゾーン外への立地が可能であるため、市街化調整区域へ の立地が多く見られ、農地と工業用地の混在が懸念される状況も見られます。

課題3 幅広い産業構造への転換が求められる

- ■「CASE」等の進展は行財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念される
- ■既存の輸送機械産業でも新しい分野への設備投資の動きがある

本市では製造品出荷額等、粗付加価値額のうち「輸送機械」が約6割を占めている状況からもわかるとおり、輸送機械産業が基幹産業であり、関連する企業が集積していることが本市の強みとなっています。

しかし、このような産業構造は、社会情勢の変化による影響を受けやすく「CASE」等の社会変化・ 技術変化の動きにより、本市における行財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

一方で、近年の社会情勢の変化へ対応するため、市内企業では輸送機械産業を中心に新しい分野 への設備投資の動きも見られます。

第4章 企業立地の方針

1.基本理念と基本方針

第9次安城市総合計画の将来像では、「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」 が掲げられており、その実現を図っていくための土地利用の方針として「積極的かつ計画的な産業 ゾーンの配置」が示されています。

本計画では、第9次安城市総合計画の土地利用方針等を踏まえ、以下の基本理念を設定し、3つの基本方針を柱としながら、企業立地の環境を整え、市内企業の用地拡張や新たな企業誘致を推進していきます。

基本理念

『市内企業の流出抑制と

新たな産業の誘致を進める環境づくり

基本方針1 企業の立地ニーズに迅速に対応できる工業用地の確保

○大規模区画の需要に対応できる工業用地の確保

伊勢湾岸自動車道豊田南 IC、国道 1 号や国道 23 号などの既存幹線道路といった、本市の 強みである広域的な交通ネットワークの利便性を最大限に活かした企業立地を推進するため、 新たに 2 か所の産業ゾーンを設定します。

○民間活力の誘導

企業を取り巻く社会情勢が大きく変化する状況においても、本市における企業立地ニーズは非常に高く、現在北山崎地区で進めている公共による工業団地造成事業のみでは全てのニーズを満たすことができないことから、民間事業者による開発を推進するために必要な施策を実施します。

基本方針2 産業ゾーン内の道路等のインフラ整備

産業ゾーン内において効率的な土地利用を行うためには、既存道路の拡幅等を行い、企業 立地を促進できるインフラ整備が必要です。

道路拡幅にあたり、周辺の農道、既存の交通状況及び開発区域内外との接続を考慮した上で、企業立地に伴う将来的な交通需要を想定した道路計画を策定します。

なお、民間事業者に対しては、各種手続きの支援を行うとともに、本市に先行してインフラ整備を実施する場合には、補助金による支援を検討します。

基本方針3 幅広い産業構造の実現に向けた企業支援

社会情勢の変化に強い安定した行財政運営を継続的に実現するには、幅広い産業構造の構築が必要となります。

市内の既存企業が取り組む新たな分野への設備投資等に対して、工業用地の確保と事業補助金の両面で支援を実施していきます。

また、新しい企業を誘致する施策として市外企業の誘致が可能となるよう、関係部局と調整を行い、企業誘致のための環境整備を行います。

2.地区別のビジョン

(1) 新産業ゾーン

① 明祥地区

新産業ゾーン(明祥地区)は、既存の工業団地に隣接しており、工場の拡張、移転用地として需要が高い地区です。

地区内は、既に 9m以上の道路が配置されていることから、大規模区画を希望する企業を誘致します。

将来的な市街化区域への編入を見据え、地区計画の策定を検討します。

図 明祥地区

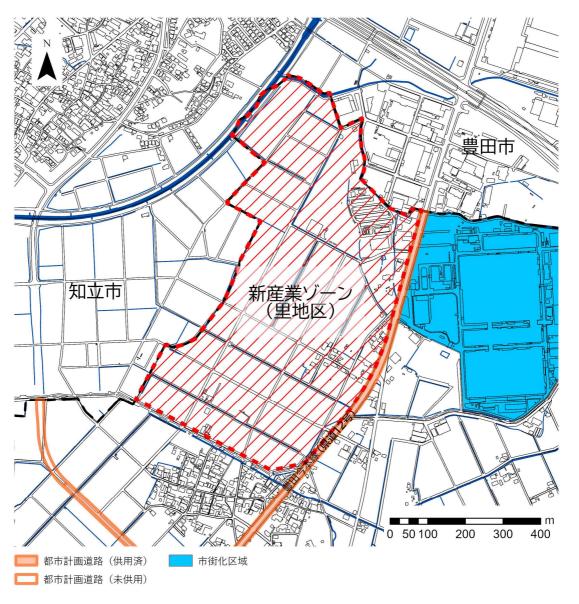


② 里地区

新産業ゾーン(里地区)は、伊勢湾岸自動車道豊田南 IC に近く、市内外からの企業立地ニーズが高い地区となっています。また、東側の工業地域に近接していることから、産業振興の相乗効果が見込まれます。

今後の土地利用については、大規模区画を確保するための道路計画を策定し、民間事業者による 開発を誘導します。なお、誘致する企業に応じて地区計画等の開発手法の検討を行います。

図 里地区



(2) 既存産業ゾーン(重点地区)

既存産業ゾーンについて、開発余地を残す 4 地区を重点地区として開発手法を検討します。 重点地区においても、工業用地として活用できる土地が限られていることから、中小区画を希望 する事業者の立地促進を対象とします。

① 北山崎地区

県道 76 号の西側で河川配置の見直し及び開発の規模に応じた道路の拡幅を検討し、民間事業者による開発が行いやすい環境整備を進めます。

② 国道 23 号インターチェンジ周辺

【藤井インターチェンジ周辺】

国道 23 号の西側で開発の規模に応じた道路の拡幅を検討し、民間事業者による開発が行いやすい環境整備を進めます。

【高棚福釜インターチェンジ周辺】

県道 47 号の南側で開発の規模に応じた道路の拡幅を検討し、民間事業者による開発が行いやすい環境整備を進めます。

圃場整備実施区域内の地権者を対象に、将来的な土地利用の意向調査を実施し、開発方法を検討します。

【高棚北インターチェンジ周辺】

圃場整備実施区域内の地権者を対象に、将来的な土地利用の意向調査を実施し、開発方法を検討します。

3.企業立地推進施策について

民間事業者による開発の推進と新しい産業を誘致する環境整備を図るため、次に掲げる施策に基づき企業立地を推進します。

(1)情報の一元管理

立地等に関する相談の総合窓口を設置することで、情報の一元化を図り、情報共有及び手続きの 集約化に努めます。

(2) 市内企業のニーズ把握

市内企業を中心に拡張・移転のニーズ、用地確保の支障となる課題や既存工業団地からの各種要望を的確に把握し、今後の施策に反映させます。

(3) 立地に対する支援

【インフラ整備】

産業ゾーン内の土地の効率的な活用を目的として、既存道路を拡幅するための道路計画を策定します。

【一貫したサポート】

開発にかかる諸手続きの相談をワンストップで行い、立地から創業後までをトータルでサポート します。

【補助金制度の見直し】

幅広い産業を誘致するため、対象分野が限定されている補助金について見直しを実施します。また、産業ゾーンへ企業の立地を誘導するための新たな施策を検討します。

【情報提供】

土地所有者や不動産事業者等から空き工場や空き地の情報を得た場合は、進出意向のある企業に 情報提供を行う等により土地の有効活用を図ります。

(4) 国や県との連携

地域の特性を生かして高い付加価値を創出することのできる企業を立地するため、地域未来投資 促進法を含めた国や県の支援策等の活用を検討します。また、県主催の産業立地セミナー等を活用 して市外企業の誘致に取り組みます。

【参考資料 1】補助金等

企業の立地を推進するにあたって、助成制度を活用していきます。本市の企業立地に関する現行 助成制度は、以下のとおりです。

① 企業立地促進事業補助金

	市内投資の支援(市単独)
対象分野	製造業(危険物の貯蔵等を行う事業分野を除く)
補助要件	投資規模1億円以上・常用雇用者5人以上を交付期間中維持・市都市計画マスタープランの「土地利用の形成方針」で示される地域・土地の取得(賃借含む)や工場または研究所の新増設
補助対象 経費	家屋・償却資産:固定資産取得費 土地:令和4年4月1日以後に取得(賃借含む)した土地の固定資産税・都市計画税 相当額
補助率	・土地を除く固定資産取得費用の10%以内 ・取得した土地に係る固定資産税・都市計画税相当額(5年間分)
限度額	5億円

[※]変更となる場合があります。

② 企業投資促進事業補助金

対応する 県補助金	21世紀高度先端産業立地補助金	新あいち創造産業立地補助金 (Aタイプ)
対象分野	高度先端分野 航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長 寿、情報通信、先端素材、ナノテクノロ ジー、バイオテクノロジーに関する分野	次世代成長分野 次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネ ルギー、健康長寿、情報通信、ロボットに 関する分野 愛知県の産業集積の推進に関する基本 指針おいて定める業種 輸送機械関連産業、電気・電子機器関連 産業、機械・金属関連産業、健康長寿関 連産業、農商工連携関連産業
補助要件	投資規模2億円以上·新規常用雇用者 5人以上	投資規模1億円以上・常用雇用者25人以 上を交付期間中維持・県内に20年以上立 地し、かつ、概ね市内に10年以上立地
補助対象	固定資産取得費用	
経費	工場の建設費や機械設備の購入費が対象です。消費税及び土地代は除きます。	
補助率•限 度額	補助対象経費の10%、限度額10億円 ただし、既設又は新たに賃借した工場の 建物内に新たに機械を設置する場合は 5%	補助対象経費の10%、限度額10億円

③ がんばる中小企業応援事業補助金

	補助率	限度額
①人材育成事業		年間15万円
②人材確保事業		年間20万円
③展示会出展事業		年間20万円
④特許申請等事業		年間20万円
⑤依頼試験事業	2分の1以内	年間10万円
⑥販売促進事業		年間20万円
⑦現場改善等相談事業		年間40万円
8BCP策定事業		年間40万円
⑨ISO等認証取得事業		年間40万円
⑩新ビジネス支援事業	3分の2以内	年間50万円

④ ものづくり企業研究開発推進事業補助金

対象分野	市内に本社を有する製造業、ソフトウェア業、建設業
補助要件	・製造業、ソフトウェア業、建設業に係る事業 ・新製品または新技術等の開発や既存製品の高付加価値化を目的 とした事業 ・補助対象等経費総額が20万円以上の事業 ・申請年度の2月末日までに終了する事業
補助対象経費	・原材料費及び副資材費 ・工具、器具その他の備品購入費 ・機械及び装置のリースに要する費用 ・外注加工費及び外部委託費
補助率・限度額	補助対象経費の1/2以内 環境負荷の低減が見込まれる事業については補助対象経費の 2/3以内 限度額: 単独開発事業の場合200万円/年度 共同開発事業の場合300万円/年度

⑤ 信用保証料補助事業補助金

【通常枠】

- ・1 補助対象事業者につき、1 年度あたり最大 30 万円を限度とします。
- ・国や県からの信用保証料補助を差し引いた自己負担額を補助対象とします。

補助対象融資制度名		補助率 (%)	1申請あたりの上限(万円)	
			運転資金	設備資金
小規模企業等振興資金(振・振小)		50	10	
	経済対策特別(環特)		20	
経済環境	セーフティネット(環セ80・100)	100	20	
適応資金	創業等支援資金(環創)		30	50
	上記以外の経済環境適応資金	50	1	0

【追加枠】

・1 補助対象事業者につき、通常分とは別に1年度あたり最大100万円を限度とします。 ※追加枠は年度途中で終了する可能性があります。

補助対象融資制度名		補助率 (%)	1申請あたりの上限(万円)		
(新型二	(新型コロナウイルス感染症に関する保証制度)		運転資金	設備資金	
	セーフティネット4号(環セ100)				
経済環境	セーフティネット5号(環セ80)	100	100		
適応資金	経営あんしん(環経コ)	100			
	大規模危機対応(環危)				

【特別枠】

- ・交付決定を受け、額の確定通知書の通知日から概ね5年間に実行した融資が対象です。
- ・1 補助対象事業者につき、1 年度あたり最大 50 万円を限度とします。

※追加枠(コロナ収束まで)との併用はできません。

補助対象融資制度名		補助率 (%)	1申請あたりの上限(万円)	
			運転資金	設備資金
小規模企業等振興資金(振・振小)		50	20	
経済対策特別(環特)		40		.0
経済環境	済環境 セーフティネット(環セ80・100)		40	
適応資金	創業等支援資金(環創)		30	50
	上記以外の経済環境適応資金	50	2	0

⑥ 営農者への支援策

対象者	事業名	制度の概要
	就農準備資金	就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける者に対し、資金を交付します。 ◆支援額:150万円/年(最長2年間)
	経営開始資金	次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する認定新規就農者に対し、資金を交付します。 ◆支援額:150万円/年(最長3年)
認定新規就農者	経営発展支援事業	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。 ◆支援額:補助対象事業上限1,000万円(国1/2,県1/4,本市1/4)
	青年等就農資金(無利子融 資)	青年等就農計画の達成に必要な施設資金等を無利子で借りられます。 ◆融資限度額:原則3,700万円 返済期間:17年以内(うち据置期間5年以内)
認定農業者、認定 新規就農者等	強い農業・担い手づくり総合 支援交付金事業(地域担い 手育成支援タイプ)	農業者の経営基盤の確立や、更なる発展に向けた農業用機械・施設の導入を支援します。 ◆補助率:融資残額のうち事業費の3/10以内等(上限額:300万円等)
認定農業者等から 経営を継承した後 継者	経営継承·発展支援事業	人・農地プランに位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を国と市が一体となって支援(国、市が1/2ずつを負担)します。 ◆補助上限額:100万円
農用地利用改善組合員	食料・農業・交流推進事業	安城市独自の農業者への補助制度です。新規就農者も活用できる主なメニューは以下のとおりです。 ※制度の利用には、農用地利用改善組合の組合員となる必要があります。 ○イチジク及びナシの新規栽培及び改植事業 ◆補助率:新規栽培:苗木購入費等の経費の1/2以内 (上限額:100万円) 改植 :苗木購入費等の経費の1/2以内 (上限額:20万円) ○イチジク園及びナシ園の経営継承支援事業 ◆補助率:設備導入費、資材購入費等の経費の1/2以内 (上限額:50万円) ○樹園地の利用促進及び維持支援事業 ◆補助金額:安城市畑・樹園地利用促進制度により利用権を設定する畑・樹園地の面積に対し、10アール当たり2万円以内
農地転用により 耕作面積が 減少する耕作者	農業経営安定化支援交付 金	農地転用により耕作面積が、1年間で5,000㎡以上減少する耕作者を対象(※民間開発、公共開発を問わず、市街化編入の場合(区画整理等)も対象)に支援金を支給します。 ◆支援額:減少面積1,000㎡当たり、10万円(1万円未満切捨)=1年度間の支援額(毎年年初支払い)1年度間の支援額×支援対象期間(年)=支援対象期間経過までの支援金の総額 ◆支援対象期間(年) (ア)年度内の減少耕作地の総合計が9,000㎡以上の場合総合計のうち、法定賃借権に基づく耕作地は3年間(ただし、産業系拡大市街地内の耕作地は5年間)。法定賃借権に基づかない、作業受委託による耕作地は、1年間。(イ)年度内の減少耕作地の総合計が5,000㎡~8,999㎡の場合総合計のうち、法定賃借権に基づく耕作地は2年間(ただし、産業系拡大市街地内の耕作地は3年間)。法定賃借権に基づかない、作業受委託による耕作地は、1年間。

【参考資料 2】用語集

あ行

粗付加価値額	事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のこと。
	製造品出荷額等から酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税等の
	税金、原材料使用額等を差し引き算出される。

か行

開発許可	都市計画法に基づき指定される都市計画区域内で、開発行為を行お
	うとする者が受けなければならない許可のこと。
技術先端型業種	愛知県開発審査会基準第 11 号に係る「地域振興のための工場等の
	技術先端型として認められる業種、製品及び加工技術」に掲げる業
	種。
経営体育成基盤整備事業	将来の農業生産を担う効率的で安定した経営体(担い手)を育成し、
	その担い手が地域の農業の中心的役割となれるよう、必要となる区
	画整理や水路、農道等の整備を行う事業のこと。
CASE	100 年に 1 度の変革期にあるといわれる自動車産業の新潮流で、
	Connected (コネクティッド)、Autonomous/Automated (自動化)、
	Shared(シェアリング)、Electric(電動化)の次世代技術やサービ
	スを意味する4つの英語の頭文字をつなげた造語。

さ行

サプライチェーン	製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消
	費までの全体の一連の流れのこと。
市街化区域	都市計画法に基づき指定される都市計画区域内で、市街地として積
	極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及
	びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区
	域。
市街化調整区域	都市計画法に基づき指定される都市計画区域内で、市街化を抑制す
	る区域。
市内総生産	1年間に市内の生産活動によって新たに生み出された生産物の価値
	を貨幣価格により評価したもの。市内での産出額(財貨・サービス
	の売上高)から中間投入額(原材料、燃料等の経費)を控除したも
	のの合計。

製造品出荷額等	1年間における製造品出荷額(事業所の所有する原材料によって製
	造されたもの(原材料を他に支給して製造させたものを含む)を事
	業所から出荷した場合の工場出荷額)、加工賃収入額(他の所有に
	属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品
	に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取る
	べき加工賃)、その他収入額(冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の
	販売収入額)及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計。

た行

地域未来投資促進法	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関す
	る法律の通称。
地区計画	一定の地区を対象に、その居住者の利用する道路・公園等施設の配
	置及び規模に関する事項や、建築物の形態・用途等に関する事項を
	総合的な計画として定め、開発行為や建築行為をこれに基づいて規
	制・誘導することにより地区特性にふさわしい良好な市街地の整備
	を図ろうとする制度。